

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

第15期

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

トレンダーズ株式会社

連結注記表及び個別注記表は、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.trenders.co.jp/ir/>) に掲載することにより株主の皆様提供しているものであります。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・連結子会社の名称 株式会社H&BC

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(3) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のないもの……………移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合の財産の持分相当額に基づき評価しております。

たな卸資産

商品及び製品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～18年

工具、器具及び備品 2～15年

ロ. 無形固定資産

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. ポイント引当金……………会員に付与したポイントの利用に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。
- ハ. 返品調整引当金……………連結会計年度末日後に予想される商品の返品に係る損失に備えるため、過去における返品実績を基準として算出した返品に係る損失見込額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

- 消費税等の会計処理……………消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によりしております。

2. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	3,553千株	96千株	一千株	3,649千株

(注) 発行済株式の総数の増加96千株は、新株予約権の権利行使による増加分であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成27年6月26日開催予定の定時株主総会において、次のとおり付議する予定であります。

普通株式の配当に関する事項

- ① 配当金の総額……………25,544千円
- ② 配当の原資……………利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額……………7円
- ④ 基準日……………平成27年3月31日
- ⑤ 効力発生日……………平成27年6月29日

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び株式数

普通株式156千株

3. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については、自己資金を充当しており、資金運用については、安全性の高い金融資産に限定し運用する方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、投資事業組合への出資であり、投資先の信用リスクに晒されております。

賃借物件に係る敷金は、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払法人税等は、すべて1年以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、コーポレートDiv.が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、投資有価証券は、定期的に発行企業の財務内容を把握することにより管理しており、組合契約等の変更の有無についても適切に管理しております。

さらに、敷金については、定期的に相手先の状況をモニタリングしております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは各事業部からの報告に基づきコーポレートDiv.が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((3)を参照ください。)。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金及び預金	1,145,707千円	1,145,707千円	－千円
② 受取手形及び売掛金	375,445千円		
貸倒引当金(※)	△4,625千円		
	370,820千円	370,820千円	－千円
③ 敷金	50,136千円	47,272千円	△2,864千円
資産計	1,566,664千円	1,563,800千円	△2,864千円
① 支払手形及び買掛金	135,885千円	135,885千円	－千円
② 未払法人税等	42,738千円	42,738千円	－千円
負債計	178,623千円	178,623千円	－千円

(※)受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法

資産

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③敷金

敷金の時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な指標に基づき利率で割り引いた現在価値により算出しております。

負債

①支払手形及び買掛金、②未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

	連結貸借対照表計上額
投資有価証券(※)	300,000千円

(※)市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、時価開示の対象としておりません。

(4) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,145,707	—	—	—
受取手形及び売掛金	375,445	—	—	—
敷金	—	—	46,302	3,834
合計	1,521,153	—	46,302	3,834

4. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 458円65銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 16円93銭 |

5. 重要な後発事象に関する注記

(1) 新株予約権（有償ストック・オプション）の発行

当社は、平成27年3月20日付の取締役会にて、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役、監査役及び従業員に対して、有償で新株予約権を発行することを決議し、平成27年4月24日に割当が行われ、平成27年4月30日に払込が完了しております。

i) 新株予約権の発行目的

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を高めることにより、企業価値向上に資することを目的として、当社取締役、監査役及び従業員に対して、有償で新株予約権を発行するものであります。

ii) 付与対象者の区分及び人数

当社取締役 5名
 当社監査役 3名
 当社従業員 51名

iii) 新株予約権の発行要領

- ①新株予約権の数：3,502個
- ②発行価額：新株予約権1個につき700円
- ③申込期日：平成27年4月15日
- ④新株予約権の割当日：平成27年4月24日
- ⑤払込期日：平成27年4月30日

iv) 新株予約権の内容

- ①新株予約権の目的である株式の種類及び数：普通株式350,200株（新株予約権1個につき100株）
- ②行使価額：1株当たり668円

③発行総額：233,933,600円

v) 行使期間：平成30年7月1日から平成37年4月23日まで

vi) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

vii) 行使条件

①新株予約権者は、平成30年3月期から平成36年3月期までのいずれかの期の営業利益が下記アからウに掲げる各金額以上である場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を、当該営業利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

ア 営業利益が5億円以上である場合 行使可能割合：30%

イ 営業利益が7億円以上である場合 行使可能割合：50%

ウ 営業利益が10億円以上である場合 行使可能割合：100%

②上記①における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標及び新株予約権の行使の条件として達成すべき数値を取締役会にて定めるものとする。

③新株予約権者は、本新株予約権の割当日から権利行使時まで継続的に、当社、当社子会社又は当社関連会社（以下、「当社関係会社」という。）の取締役、監査役、従業員、顧問、相談役及びこれらに準ずる立場であるか、若しくは、当社又は当社関係会社との契約関係に従い当社又は当社関係会社の事業又は経営に協力する立場であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

④新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

⑤本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑥各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

viii) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(2) 重要な子会社の設立

当社は、平成27年3月20日付の取締役会において、子会社の設立を決議し、平成27年4月1日に設立いたしました。

i) 子会社設立の目的

当社は、変化する時代の流れをとらえ新しい価値を生み出し続けることを目的とし、独自のメディアと女性ネットワークを用いたソリューションを提供しております。特に昨今では、日々成長を続けるスマートフォンを始めとしたスマートデバイス市場において、このマーケットの流れを掴み、生活者ニーズ、クライアントニーズの変化に対応することが、更なる業績拡大のために重要な戦略であると位置づけてまいりました。

そしてこの度当社は、経営の意思決定と実行を早め、当社の戦略ドメインであるスマートデバイス領域における新たな事業展開を強化するために、スマートデバイスに特化したマーケティング戦略会社、株式会社Smarprise※を設立することを決定いたしました。

(※社名の由来は、Smart device、 Surpriseの造語です)

株式会社Smarpriseは、「私たちの創るスマートデバイスのサービスで、世の中に驚きと感動を。」をビジョンとし、新たな価値を創造し提供してまいります。

なお、当社で運営しているソーシャルメディアマーケティング事業のうち、スマートフォンアプリ「キニナルモン」及び「ぼよたん」の2サービスを、株式会社Smarpriseへ譲渡し、これらのサービスの更なる拡大に注力してまいります。

ii) 設立する子会社の概要

(1) 名称	株式会社Smarprise	
(2) 所在地	東京都渋谷区東三丁目9番19号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 五十嵐 健	
(4) 事業内容	メディア事業、広告事業	
(5) 資本金	25,000千円	
(6) 資本準備金	25,000千円	
(7) 設立日	平成27年4月1日	
(8) 取得株式数	750株	
(9) 取得価格	37,500千円	
(10) 当社との関係	資本関係	当社の当該会社に対する持ち分比率は75%であります。
	人的関係	当該会社の代表取締役は、当社の取締役であります。 また、当社従業員4名が当該会社へ出向いたします。
	取引関係	当社と営業上の取引を予定しております。

(3) 連結子会社の異動（株式譲渡）

当社は、平成27年4月17日付の取締役会において、当社の完全子会社である株式会社H&BC（以下「H&BC社」といいます）の全株式を譲渡することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。

今回の株式譲渡により、H&BC社は、翌連結会計年度より、当社の連結子会社から除外されることとなります。

i) その旨及び理由

当社は、大手流通向けの化粧品の製造販売・卸売事業を行うH&BC社を平成25年11月に子会社化し、マーケティングノウハウを活かした新商品開発や販売促進等に取り組むことにより、両社の企業価値のさらなる向上を目指してまいりましたが、想定していた効果を得ることができませんでした。かかる状況下、当社が今後志向する事業領域へ経営資源の集中を図るため、当社が保有するH&BC社の株式を全て譲渡することが望ましいとの判断に至りました。

ii) 売却する相手の名称

西山 統

iii) 売却の時期

平成27年4月30日

iv) 当該子会社等の名称、事業内容及び会社との取引内容

名称：株式会社H&BC

事業内容：化粧品の企画、製造、販売及び輸出入等

取引の内容：資金の貸付、広告媒体取引

v) 売却する株式の数、売却価額、売却損益及び売却後の持分比率

①株式数 200株

②売却価額 30,000千円

③株式売却益 36,036千円

④売却後持分比率 0%

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの……………移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合の財産の持分相当額に基づき評価しております。

子会社株式……………移動平均法による原価法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～18年

工具、器具及び備品 2～15年

② 無形固定資産

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

のれんについては、投資効果の及ぶ期間（5年）にわたり定額法により償却しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ポイント引当金……………会員に付与したポイントの利用に備えるため、当期末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分掲記したものを除く）

短期金銭債権 1,266千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 1,649千円

売上原価 655千円

営業外取引による取引高

受取利息 973千円

4. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

流動資産

未払事業税 3,292千円

ポイント引当金 4,652千円

貸倒引当金 1,530千円

計 9,476千円

固定資産

資産調整勘定 1,666千円

資産除去債務 5,446千円

計 7,112千円

繰延税金資産合計 16,589千円

繰延税金負債

固定負債

資産除去債務に対応する除去費用 △1,939千円

計 △1,939千円

繰延税金負債合計 △1,939千円

繰延税金資産の純額 14,649千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以降に開始する事業年度から法人税等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.10%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.34%となります。

これによる影響は軽微であります。

5. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	(株)H&BC	所有 直接 100%	資金の援助 役員の兼務	資金の貸付 資金の返済 利息の受取 (注)	100,000 8,000 973	1年内回収予定の 関係会社 長期貸付金 関係会社 長期貸付金	52,000 40,000

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	468円53銭
(2) 1株当たり当期純利益	28円51銭

7. 重要な後発事象

(1) 新株予約権(有償ストック・オプション)の発行

当社は、平成27年3月20日付の取締役会にて、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役、監査役及び従業員に対して、有償で新株予約権を発行することを決議し、平成27年4月24日に割当が行われ、平成27年4月30日に払込が完了しております。

i) 新株予約権の発行目的

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を高めることにより、企業価値向上に資することを目的として、当社取締役、監査役及び従業員に対して、有償で新株予約権を発行するものであります。

ii) 付与対象者の区分及び人数

当社取締役	5名
当社監査役	3名
当社従業員	51名

iii) 新株予約権の発行要領

- ①新株予約権の数：3,502個
- ②発行価額：新株予約権1個につき700円
- ③申込期日：平成27年4月15日
- ④新株予約権の割当日：平成27年4月24日
- ⑤払込期日：平成27年4月30日

iv) 新株予約権の内容

- ①新株予約権の目的である株式の種類及び数：普通株式350,200株(新株予約権1個につき100株)
- ②行使価額：1株当たり668円
- ③発行総額：233,933,600円

v) 行使期間：平成30年7月1日から平成37年4月23日まで

vi) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

vii) 行使条件

①新株予約権者は、平成30年3月期から平成36年3月期までのいずれかの期の営業利益が下記アからウに掲げる各金額以上である場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を、当該営業利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

ア 営業利益が5億円以上である場合 行使可能割合：30%

イ 営業利益が7億円以上である場合 行使可能割合：50%

ウ 営業利益が10億円以上である場合 行使可能割合：100%

②上記①における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標及び新株予約権の行使の条件として達成すべき数値を取締役会にて定めるものとする。

③新株予約権者は、本新株予約権の割当日から権利行使時まで継続的に、当社、当社子会社又は当社関連会社（以下、「当社関係会社」という。）の取締役、監査役、従業員、顧問、相談役及びこれらに準ずる立場であるか、若しくは、当社又は当社関係会社との契約関係に従い当社又は当社関係会社の事業又は経営に協力する立場であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

④新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

⑤本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑥各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

viii) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(2) 重要な子会社の設立

当社は、平成27年3月20日付の取締役会において、子会社の設立を決議し、平成27年4月1日に設立いたしました。

i) 子会社設立の目的

当社は、変化する時代の流れをとらえ新しい価値を生み出し続けることを目的とし、独自のメディアと女性ネットワークを用いたソリューションを提供しております。特に昨今では、日々成長を続けるスマートフォンを始めとしたスマートデバイス市場において、このマーケットの流れを掴み、生活者ニーズ、クライアントニーズの変化に対応することが、更なる業績拡大のために重要な戦略であると位置づけてまいりました。

そしてこの度当社は、経営の意思決定と実行を早め、当社の戦略ドメインであるスマートデバイス領域における新たな事業展開を強化するために、スマートデバイスに特化したマーケティング戦略会社、株式会社Smarprise※を設立することを決定いたしました。

(※社名の由来は、Smart device、 Surpriseの造語です)

株式会社Smarpriseは、「私たちの創るスマートデバイスのサービスで、世の中に驚きと感動を。」をビジョンとし、新たな価値を創造し提供してまいります。

なお、当社で運営しているソーシャルメディアマーケティング事業のうち、スマートフォンアプリ「キニナルモン」及び「ぼよたん」の2サービスを、株式会社Smarpriseへ譲渡し、これらのサービスの更なる拡大に注力してまいります。詳細につきましては、(3) 重要な事業の譲渡に記載のとおりです。

ii) 設立する子会社の概要

(1) 名称	株式会社Smarprise	
(2) 所在地	東京都渋谷区東三丁目9番19号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 五十嵐 健	
(4) 事業内容	メディア事業、広告事業	
(5) 資本金	25,000千円	
(6) 資本準備金	25,000千円	
(7) 設立日	平成27年4月1日	
(8) 取得株式数	750株	
(9) 取得価格	37,500千円	
(10) 当社との関係	資本関係	当社の当該会社に対する持ち分比率は75%であります。
	人的関係	当該会社の代表取締役は、当社の取締役であります。 また、当社従業員4名が当該会社へ出向いたします。
	取引関係	当社と営業上の取引を予定しております。

(3) 重要な事業の譲渡

当社は、平成27年3月20日付の取締役会において、平成27年4月1日に設立いたしました子会社の株式会社Smarpriseとの間でキニナルモン及びぼよたんの事業の譲渡に関する契約を締結することを決議し、平成27年4月1日付で事業譲渡契約を締結し、同日付で譲渡いたしました。

i) 事業分離の概要

①分離先企業の名称

株式会社Smarprise

②分離した事業の内容

スマートフォンアプリに関する事業

③事業分離を行った主な理由

「選択と集中」の観点から当社の経営資源を集約することが、当社の企業価値の最大化につながると判断したためであります。

④事業分離日

平成27年4月1日

⑤法的形式を含む取引の概要

受取対価を現金等の財産のみとする事業譲渡

ii) 実施する会計処理の概要

①移転損益の金額

移転損益は発生いたしません。

②移転した事業に係る資産及び負債の適性な帳簿価格

固定資産	24,842千円
資産合計	24,842千円
流動負債	14,057千円
負債合計	14,057千円

③譲渡価格

平成27年3月31日の帳簿価格

iii) 当期の損益計算書に計上されている分離した事業に係る売上高の概算額

売上高 264,094千円